

別表（第3条第1項関係） 補助対象事業等 自動車運送事業の安全総合対策事業（事故防止対策支援推進事業）

（事業の趣旨）

自動車事故を防止し、安全な自動車交通の実現を図ることは喫緊の課題である。そのため、自動車運送事業の安全性の向上を図ることが必要である。このような観点から、本事業は、車両の安全性の向上のための取り組み等の自動車運送事業の安全に資する以下の事業を対象に補助を行うものである。

間 接 補 助 対 象 事 業 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率
①自動車運送事業者(中小企業者に限る。) ②リース事業者（当該補助対象となる事業用自動車の貸し渡し先の自動車運送事業者が中小企業者の場合に限る。） ※過去3年の間に行政処分を受けた自動車運送事業者及び補助対象装置を導入する営業所の届出（認可）車両台数が5両未満の貨物自動車運送事業者を除く。	先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援 (1) 旅客自動車運送事業の用に供する自動車（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）及び車両総重量3．5トン超の貨物自動車運送事業の用に供する自動車に係る衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）の導入に要する経費 (2) 旅客自動車運送事業の用に供する自動車及び貨物自動車運送事業の用に供する自動車に係る車間距離制御装置＋車線維持支援制御装置の導入に要する経費 (3) 旅客自動車運送事業の用に供する自動車及び貨物自動車運送事業の用に供する自動車に係るドライバー異常時対応システムの導入に要する経費 (4) 旅客自動車運送事業の用に供する自動車及び貨物自動車運送事業の用に供する自動車に係る先進ライトの導入に要する経費 (5) 旅客自動車運送事業の用に供する自動車（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）及び車両総重量3．5トン超8トン以下の貨物自動車運送事業の用に供する自動車に係る側方衝突警報装置の導入に要する経費 (6) 旅客自動車運送事業の用に供する自動車（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）及び車両総重量3．5トン超の貨物自動車運送事業の用に供する自動車に係る後側方接近車両注意喚起装置の導入に要する経費 (7) 旅客自動車運送事業の用に供する自動車（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）に係る統合制御型可変式速度超過抑制装置の導入に要する経費 (8) 旅客自動車運送事業の用に供する自動車及び貨物自動車運送事業の用に供する自動車に係るアルコール・インターロックの導入に要する経費 (9) 旅客自動車運送事業の用に供する自動車及び貨物自動車運送事業の用に供する自動車に係る事故自動通報システムの導入に要する経費 (10) 乗車定員30人以上の旅客自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量8トン以上の貨物自動車運送事業の用に供する自動車に係る車輪脱落予兆検知装置（後付けのものを除く）の導入に要する経費 (11) 旅客自動車運送事業の用に供する自動車及び貨物自動車運送事業の用に供する自動車に係る道路標識注意喚起装置の導入に要する経費	1／2

間 接 補 助 対 象 事 業 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率
①一般貸切旅客自動車運送事業者（中小企業者以外。） ②リース事業者（当該補助対象となる事業用自動車の貸し渡し先の一般貸切旅客自動車運送事業者が中小企業者以外の場合に限る。） ※過去３年の間に行政処分を受けた自動車運送事業者を除く。	先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援 (1) 一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車に係る衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）の導入に要する経費 (2) 一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車に係る車間距離制御装置＋車線維持支援制御装置の導入に要する経費 (3) 一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車に係るドライバー異常時対応システムの導入に要する経費 (4) 一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車に係る先進ライトの導入に要する経費 (5) 一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車に係る側方衝突警報装置の導入に要する経費 (6) 一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車に係る後側方接近車両注意喚起装置の導入に要する経費 (7) 一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車に係る統合制御型可変式速度超過抑制装置の導入に要する経費 (8) 一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車に係るアルコール・インターロックの導入に要する経費 (9) 一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車に係る事故自動通報システムの導入に要する経費 (10) 乗車定員30人以上の一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車に係る車輪脱落予兆検知装置（後付けのものを除く）の導入に要する経費 (11) 一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車に係る道路標識注意喚起装置の導入に要する経費	1 / 3
補助金の額の確定	1. 次に掲げる金額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 補助対象事業の実施に要した補助対象経費の実績額に補助率を乗じて得た額 (2) 補助金限度額 2. 補助金の額の上限は実施要領別紙１に定めるところによる。 3. 100円未満の端数が発生した場合には、100円未満の金額を切り捨てる。	
第４条の申請期限	第４条の申請期限は、原則として、補助金の交付を受けようとする国の会計年度の３月３１日（ＪＡＴＡが別に定める場合はその定める日）までとする。	

(注)

(用語の定義)

1. 用語の定義は以下のとおり。

「自動車運送事業者」：一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を営む者をいう。

「リース事業者」：自動車運送事業者へ事業用自動車等を貸し渡す者をいう。

「中小企業者」：中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に掲げる事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合をいう。

(補助対象経費)

2. 補助金に係る消費税等仕入控除税額は補助対象経費としない。

3. 補助金の交付を受けようとする者がリース事業者の場合にあつては、当該補助対象となる機器のリース契約期間が原則として自動車事故対策費補助金により取得した財産の処分の制限期間（以下「財産の処分の制限期間」という。）以上のものを補助対象とし、リース契約期間が財産の処分の制限期間に満たない場合は、その契約期間満了後も導入より財産の処分の制限期間を満たすまでの間自動車運送事業者へ当該補助対象となる機器を貸し渡すことが確実に見込まれるものに限る。

(補助対象事業等に関する留意事項)

4. 補助事業の実施に当たって、自動車運送事業者（リース契約の相手方となる場合を含む。）は、旅客自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針（平成18年9月19日付国土交通省告示第1087号）又は貨物自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針（平成18年9月19日付国土交通省告示第1090号）に基づく安全マネジメントに関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標・計画を策定するものとする。